

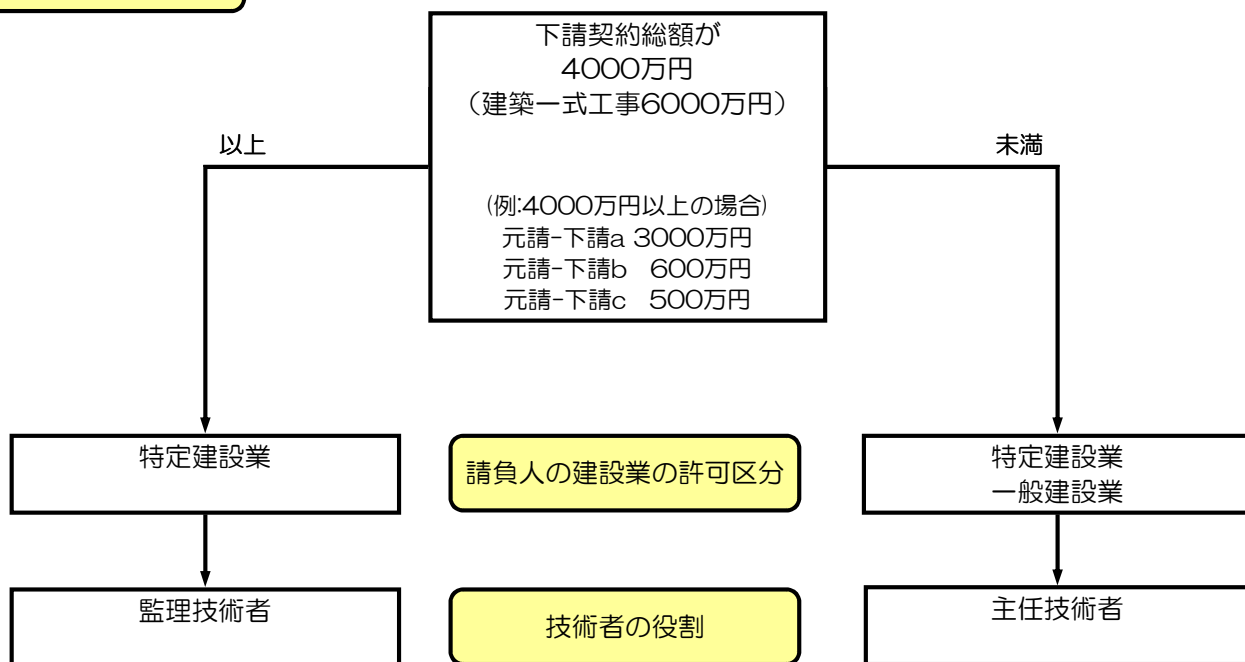
技術者の専任の必要性



注意事項

『専任』とは  
他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は専任の監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。  
ただし、入札公告・特記仕様書等で示している期間（例：現場施工に着手するまでの期間・一時中止している期間・橋梁等の向上製作を含む期間・工事完成後検査が終了し後片付け等のみが残っている期間など）である場合は専任は要しないと解釈されます。

技術者区分等（下請契約）



注意事項

『特定建設業』と『一般建設業』の違いとは  
特定建設業は、発注者から直接請け負った工事について建築一式工事では6000万円以上、以外の工事では4000万円以上の工事を下請（下請が2以上ある場合はその総額）に発注する建設業者が取得する建設業許可です。  
一般建設業は、軽微な工事（500万円未満）だけを行う場合を除いて、元請・下請を問わず建設業を営む建設業者が取得する建設業許可です。